

国際税務ニュースレター

2008年7月号

今回のテーマ:海外投資家課税見直しの動きについて

平成 20 年 6 月 11 日付の日本経済新聞は、外国の投資ファンドを利用して日本で資金を運用する海外投資家に対する課税（海外投資家課税）が、今年度から見直されることを報じました。見直しの対象は、日本国内の運用業者に資金運用を委託している投資ファンドの海外投資家です。海外の運用業者に資金運用を委託している投資ファンドの海外投資家は、今回の見直しの対象外です。対日投資を促進するための措置とされていますが、海外投資家課税はどのような仕組みになっているのでしょうか。

1 海外投資家課税とは、

日本の法人が発行する社債、株式を運用資産とする海外投資ファンドに、海外投資家が投資しているケースを想定します。ファンドに投資している海外投資家が、このファンド運用益の分配を受ける際、海外投資家の恒久的施設（PE）が日本にあれば、分配金から 20%の所得税が源泉徴収されます。PE がなければ、所得税は源泉徴収されませんので、投資家は分配金の全額を受取ることができます。

つまり、海外投資家が日本に PE を有しているか否かの判定が、課税・非課税の分かれ目となります。具体的に問題とされてきたのは、ファンド資産の国内運用業者が、海外投資家の PE に該当するか否かの判断です。我が国の税法が、国内運用業者を PE と認定する基準を広く定めてきたとすれば、対日投資への阻害要因となっていたのは明らかですので、この PE 認定基準が見直されることとなったというのが、今回の報道の骨子です。

2 見直される海外投資家課税の仕組み

(1) これまで（平成 20 年度税制改正前）

投資ファンドなどの海外投資家が日本で投資する際に、国内にある投資顧問業者などの運用業者と投資顧問業法に基づく投資一任契約を結び、資金運用を委託したとします。この国内の運用業者が契約締結権限を有し、かつ、これを常習的に行使している場合、国内法上の代理人 PE（法法 141 条）に該当します。そうすると海外法人投資家は日本国内に PE があるということで投資運用益に対して法定実効税率 42%の課税を受けます。ただし、あらかじめ源泉徴収された所得税は、法人税額から控除されます。さらに、この運用益は投資家の居住地国でも課税されますので二重課税が生じます。そのため、海外投資家は国内の運用業者の利用を回避し、PE 認定基準が緩やかな国の運用業者を利用するか、さらには対日投資自体に慎重になる事態にも陥りかねません。

国内法の取扱いは以上のとおりですが、日本と投資家の居住地国との間で租税条約を結んでいる場合、運用業者が独立した代理人であれば、運用業者を代理人 PE と認定しないという規定があります。したがって、条約締結国の外国法人投資家に関しては、我が国の法人税課税は行なわれません。

一方、我が国と租税条約が締結されていない国の投資家は、国内法どおり、国内の投資顧問業者が、代理人 PE と認定されます。課税を想定した場合、税金をコストとして算出した投資利回りは大幅に低下しますので投資メリットはありません。

(2) 平成 20 年度税制改正後

平成 20 年度税制改正では、PE の範囲から独立代理人が除かれることとなりました（法令 186 条）。これにより、租税条約を結んでいない国の投資家も一定条件を満たせば、租税条約を結んでいる国の投資家と同様の取扱いを受けることが期待できるようになります。

お見逃しなく！

- ・ 具体的な運用基準については財務省と金融庁が作成し、早急な公表・適用を予定しています。
- ・ 検討されている運用基準は、投資意思決定権限の有無 運用業者とファンドの人事における相互独立性 成功報酬契約の有無 運用業者の特定のファンドへの依存性等です。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン加盟事務所）